

第 3 日

1. 令和3年12月10日午前10時00分招集
2. 令和3年12月10日午前10時00分開会
3. 令和3年12月10日午前10時33分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木宏太	2番 白木 淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 高木洋一郎	6番 秋丸要一
8番 松村慶次	9番 庄山忠文	10番 池田龍之介
11番 竹下周三	12番 蒲池恭一	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	西原利沙
-------	------	----	------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育 長	岡本貞三	総務課長	中嶋光浩
総合支所長兼農林振興課長	富下健次	会計管理者	泉 法子
まちづくり推進課長	石原康司	税務住民課長兼住民課長	高木浩昭
健康福祉課長	坂口圭介	商工観光課長	大山和説
建設 課 長	中嶋啓晴	農業委員会事務局長	松尾 修
学校教育課長	下津隆晴	社会教育課長	前 湊 康彦
病院事務部長	池上圭造	特養施設長	樋口幸広
12. 議事日程
 - 日程第1 議案第74号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 日程第2 議案第75号 和水町国民健康保険条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第76号 令和3年度 和水町一般会計補正予算(第5号)
 - 日程第4 議案第77号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)
 - 日程第5 議案第78号 令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第6 議案第79号 令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第80号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

日程第8 同意第16号 和水町監査委員の選任について

日程第9 陳情等の常任委員長報告について

日程第10 閉会中の継続審査について

日程第11 閉会中の継続調査について

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。皆さん、おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第74号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第74号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第74号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第75号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第75号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第75号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第76号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第76号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 高木君

○5番（高木洋一郎君） 5番、高木です。一般会計補正予算の7款第1項第2号、16ページで

商工業振興費の工事請負費、三加和温泉内水辺公園清掃工事。

○議長（蒲池恭一君） ページがちょっと違いますか。

○5番（高木洋一郎君） 15ページ。失礼しました。7-1-2の14の工事請負費123万円。

三加和温泉内の水辺公園清掃工事123万円計上してございます。この工事に至った経緯を教えてください。

それから、以前はよく掃除をしていたと思うんですけども、前回、いつ頃されたのか、御記憶があればお願いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 高木議員の質問にお答えをいたします。

こちらの清掃の工事に係る経費につきましては、この駐車場の横の水辺公園なんですけど、昨年それから今年の大雨によりまして土砂が非常に堆積しております。通常、指定管理者のほうに管理を行っていただいているんですが、あまりにも土砂の堆積等が多く、そういったところで作業ができないというようなことがありましたので、今回、補正を計上させていただいております。

また、2つ目の以前、いつ頃やったかということなんですけど、金栗四三ミュージアムを建設した際に、オープン前に一度、清掃したという経緯がございますので、3年くらいになるのかなと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

5番 高木君

○5番（高木洋一郎君） 高木です。2年続きの災害で土砂が堆積してしまったということですけども、利用状況についてはなかなか、駐車場の下にありますので把握はできないかと思うん

ですけれども、以前あそこは噴水、水がずっと流れていたように記憶しているんですけれども、ポンプ棟の修繕も工事費の中に入っているのでしょうか、土砂撤去だけなんのでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 高木議員の質問にお答えをいたします。

今回の工事は、清掃を含めてポンプの修繕等は入っておりません。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 12ページの目の6企画費、節7報償費6,400万円、これは返礼品代ということですが、返礼品代だけじゃなかでしょう、これ。ほかのやつも何か入ってるんじゃないですか。6,400万円という、これ30%超えますよね。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

報償費のところ、6,400万円、説明書きのところ「返礼品代」しか表示がされてませんが、この中には送料のほう、1,900万円、品代のほう、4,500万円ということで合計して報償費で6,400万円のほうを計上しております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それでは、これ、我々すぐ30%ということで考えるわけですよ、返礼品代を。できれば運賃があるならば、「運賃」というような説明も入れてもらっておいたほうが簡単じゃないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

これは予算書の表示の仕方、こういう表示になっておりますので、今、御指摘のとおり返礼品の中は送料と品代と分かれておりますので、次回からちょっとどうなるか分かりませんが、表示のほうを返礼品代、送料というふうに分かるようにするように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第77号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第77号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第78号 令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第78号「令和3年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 高木君

○5番（高木洋一郎君） 最終ページを質問いたします。

歳出の節で工事費150万円計上されてございますが、これは江田の四つ角改良に伴う工事請負でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの150万円の取付工事請負費の御質問にお答えいたします。

今、四つ角の改良工事を行っております。それで、ここの部分がかみ取りだったところを新たに補償費のほうで移転されて、そこに公共柵を取り付けるという工事になります。

それと、その他、追加でほかにまた移転があった場合に、予備的に公共柵増設工事、こういったものを150万円として計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はございませんか。

5番 高木君

○5番（高木洋一郎君） くみ取りだったものをするわけですね。

受託移転に伴って、今その下水道管に設置されている方については県の補償があるということでしょうか。御本人にあるのでしょうか、それとも町にあるのでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの御質問にお答えします。

補償費に含まれております。もともとあった公共柵の部分は。なかった部分がこういった形で追加で工事というふうになります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

5番 高木君

○5番（高木洋一郎君） そうしますと、今、下水道を御使用の方については、県からこの工事に伴う補償は御本人にあって町には県の負担はないということでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 大変、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。

全て県の補償費のほうで公共柵辺りの追加の工事といったものはされるということで、お聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第78号「令和3年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第79号 令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6 議案第79号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会

計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第79号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第80号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7 議案第80号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第80号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第8 同意第16号 和水町監査委員の選任について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、同意第16号「和水町監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 同意第16号、「和水町監査委員の選任について」御説明を申し上げます。

和水町監査委員に、次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お住まいは和水町焼米924番地、有働徳行氏でございます。生年月日は昭和26年5月14日生まれで現在70歳です。

令和3年12月6日提出。

和水町長高巢泰廣

提案理由でございますが、監査委員を選任するときは、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。これがこの議案を提出する理由です。

若干、補足を申し上げます。

見識を有する者の中から選任されております監査委員有働徳行氏は、令和後4年3月8日をもって任期満了となりますことから、引き続き、同氏を監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

有働氏の経歴につきましては、大分大学経済学部を卒業されまして、肥後銀行に入行されております。最終的には支店長も歴任され定年退職をされております。

また、監査委員歴でございますが、平成30年3月9日から監査委員をお願いし、現在1期目であります。皆様も御存じかと思いますが、有働氏の人格識見はもちろんのこと、真摯に監査業務を遂行されており現在に至っているところでございます。

以上で、提案理由の説明といたしますが、何とぞ御承認賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第16号「和水町監査委員の選任について」は、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第16号は同意することに決定いたしました。

日程第9 陳情等の常任委員長報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会陳情等審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○総務文教常任委員長（池田龍之介君） 改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

総務文教常任委員長の池田であります。

ただいまより総務文教常任委員会付託案件委員長報告を行います。

令和3年9月6日、9月定例会において付託されておりました受付番号126号、件名、歴史民俗資料館の展示品を既存施設に移転する計画に関する陳情書について、総務文教常任委員会としての結論が出ましたので、総務文教常任委員会を代表し、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会としては、歴史民俗資料館の展示品を既存施設に移転する計画に関する陳情書については採択です。

では、審査過程について、若干、説明報告を申し上げます。

受付番号 126号

受付年月日 令和3年8月16日

提出者 菊水史談会会長 平田稔

住所 和水町前原451番地2

件名 歴史民俗資料館の展示品を既存施設に移転する計画に関する陳情書について

去る9月9日、10月6日、11月9日、12月7日の4回にわたり、和水町議会委員会室において、委員5名、1名欠席、後欠員、並びに議会事務局長を書記とし、総務文教常任委員会を開催し慎重に協議をいたしました。

なお、10月6日については、提出者、菊水史談会から会長平田稔氏、同事務局長前垣芳郎氏の両名を招聘し、和水町議会委員会室において、委員5名並びに書記として議会事務局長出席のもと、文面での表現を補うための意見陳述の機会を設け、提出者の真意確認に努めることといたし、総務文教常任委員会を開催いたしました。

その折、提出者より、過去にも国宝江田船山古墳資料館新設、国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現の陳述書を提出しているが、そのときそのときの総務文教常任委員会として採択を見ており、また、和水町議会においても、全会一致で採択がなされているとの過去の経緯と説明と要望がありました。

そのことを受け、過去の議会資料を検索いたしましたところ、平成26年8月6日付で国宝江田船山古墳資料館の新設等についての陳情書、平成30年8月30日付で国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書が提出されていることを確認いたし、それぞれの議会議事録を検索し、状況判断に資することに努めました。

ここで、過去の議事録を紹介いたしますと、平成26年8月6日提出の国宝江田船山古墳資料館の新設等についての陳情書「採択」。委員長報告において、「老朽化した民俗資料館の新設及び江田船山古墳一帯の整備を図ることで今後のまちづくりの拠点の1つとして考え得ることから、その必要性がある」と、述べられており、平成27年3月20日の定例会和水町議会においても「採択」と示されております。

また、平成30年8月30日提出の国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書「採

択」、委員長報告において、実現に向けた共催団体に和水町、和水町教育委員会、和水町議会、和水町文化財保護協議会、主要受託の経緯等を踏まえ、平成30年12月14日の定例会和水町議会においても「採択」と示されておりました。

また、令和元年7月から同年、令和2年2月までの期間、史談会を中心として署名活動を展開され、署名数9,297人の方々の署名を集められ、その署名簿を文化庁へ提出された行動、努力を評価するところであります。

また、将来的に国宝の里帰り展示可能にふさわしい施設の建設願望が強いことを伺い知り、また、先日、「菊水小学校児童が江田船山古墳一帯で、船山古墳の生い立ち、魅力等についてガイド役となり案内をした」との記事に触れ、以上のことを考慮しつつ、当委員会における結論といたしましては、郷土の誇りでもある江田船山古墳からの出土品等を再考察し、教育に生かす創意工夫を探求し、スポーツ施設は数多くあるが文化的施設は公民館とふれあい会館であったが、ふれあい会館は倉庫へと機能移転をしており、文化施設として図書館等の核となる文化的機能を持つ施設建設の要望の声も多く、特化した単独での施設建設は無理かもしれませんが、複合的施設での新設は考察をいたす価値はあるものではないかと結論づけをいたしました。

また、先人たちの思入れといえますか、船山古墳周辺に新しい史料館を建設する折には、県としても尽力をいたすとの約束事があり、風土記が丘事業推進協力として土地の無償提供をいただいている方々もおられると聞き及んでおりますことを付け加えさせていただき、町におかれましては個別施設計画の見直しも視野に入れ、新しいまちづくり計画に追加事業として新設施設として取り組まれることを1つの課題と捉えられますよう、総務文教常任委員会として強く要望いたし、総務文教常任委員会へ付託された歴史民俗資料館の展示品を既存施設に移転する計画に関する陳情書における案件は、委員5名全員一致の上、「採択」したことを御報告いたし、これをもって総務文教常任委員長報告といたします。

最後に、議員各位におかれましては、御理解を賜り御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第126号、歴史民俗資料館の展示品を既存施設に移転する計画に関する陳情書を議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、受付番号第126号は委員長報告のとおり採択されることに決定いたしました。

日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、「閉会中の継続審査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審議中の事件について、会議規則第75号の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

おはかりします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

おはかりします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（蒲池恭一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第4回和水町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月6日の開会以来、5日間、議員各位におかれましては、諸議案に真摯に御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染状況は非常に低いレベルで安定しております。県内においても、令和2年7月以来のレベル1の注意となっております。

本町においても、引き続き、感染防止対策をとり、一日も早くコロナ禍が終息することを祈るばかりであります。

執行部におかれましては、住民の方々の安心・安全を確保するため、引き続き十分な感染防止策を講じられますようお願い申し上げます。

また、今定例会において成立しました諸議案の執行については、適切なる運用をもって進めら

れるとともに、住民目線での行政に努められることを心よりお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

これもちまして、令和3年第4回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員